

## 一般社団法人日本外科学会社員総会規則（定款施行細則第6号）

**第1条** この法人（以下、本会と略記）の社員総会については、本会の定款に定められたことのほかは、この規則による。

**第2条** 社員総会は、定款第20条に定められた事項のほか、本会の運営に関する重要事項を審議し、決議する。

**第3条** 社員総会を招集するときは、社員総会の日の2週間前までに、書面をもって、その旨を通知しなければならない。

**第4条** 次期以降の定時社員総会の開催時期及び開催地は、社員総会で定める。

**第5条** 特別会員及び名誉会員は、社員総会に出席して意見を述べることができる。

**第6条** この規則は、理事会及び社員総会の決議によって変更することができる。

**第7条** この規則は、理事会及び社員総会の決議によって廃止することができる。

### 附 則

1 この規則は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規則は、平成25年4月10日から変更する。